

議案第40号

つくば市職員旅費条例の全部改正について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年9月2日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市職員旅費条例

つくば市職員旅費条例（平成元年つくば市条例第8号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 旅費の種目及び内容

第1節 通則（第6条—第8条）

第2節 交通費（第9条—第12条）

第3節 宿泊費等（第13条—第15条）

第4節 転居費等（第16条—第18条）

第5節 その他の種目（第19条・第20条）

第3章 雑則（第21条—第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、公務のために旅行する職員等に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅行命令権者 任命権者又はその委任を受けた者をいう。
- (2) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）第2条に規定する附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- (3) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (4) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（旅行命令権者が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。
- (5) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。
- (6) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (7) 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又はパートナーシップ（職員が当該職員と性別が同一である者と、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として、任命権者が認める関係をいう。）を形成している者（以下「配偶者等」という。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者等及び子で職員と生計を一にするものをいう。

(8) 遺族 職員の配偶者等、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(9) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。

(10) 副市長等 副市長、教育長又は公営企業管理者をいう。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

2 職員、その配偶者等若しくは子又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅費を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

(4) 職員が、外国の在勤地において退職等となり、一定の期間内に本邦に帰住し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(5) 職員が、外国の在勤地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(6) 外国在勤の職員が死亡した場合において、当該職員の外国にある遺族（配偶者等及び子に限る。）がその死亡の日の翌日から３月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

(7) 外国在勤の職員の配偶者等又は子が当該職員の在勤地において死亡し、又は第18条第１項第２号ア、イ若しくはエに規定する場合における外国旅行中に死亡した場合には、当該職員

3 職員が前項第１号又は第４号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条各号若しくは第29条第１項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

4 職員が、当該職員の任命権者以外の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

5 第１項、第２項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、法令又は他の条例に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

6 第１項、第２項及び前２項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第３項の規定により旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）の変更（取消しを含む。同項及び同条第４項並びに第５条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第１項、第２項、第４項及び第５項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

- 8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令等によって行わなければならない。

- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令票又は旅行依頼票（以下「旅行命令票等」という。）に、規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知して行わなければならない。ただし、旅行命令票等に当該事項の記載若しくは記録をするいとまがない場合又は旅費の支給を伴わない出張の場合は、この限りでない。

- 5 前項ただし書の規定により旅行命令票等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令票等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。ただし、旅費の支給を伴わない出張の場合は、この限りでない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者

に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに、旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

第2章 旅費の種目及び内容

第1節 通則

(旅費の種目及び内容)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容についてはこの章の定めるところによる。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、前条に規定する旅費の種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子

計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。)を含む。以下この条において同じ。)に必要な資料を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支出又は支払をする者(以下「支出命令者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について、前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出命令者等は、前項の規定による精算の結果、過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支出命令者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。
- 5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。次項において同じ。)をもって提出することができる。
- 6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。
- 7 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。

第2節 交通費

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金（内国旅行にあっては市長及び副市長等に限る。）

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（市長又は副市長等が移動する場合には最上級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により市長及び副市長等以外の者（以下「一般職の職員」という。）が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる

運賃に加えて別に支払うものであって、公務のために特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金（内国旅行にあっては市長及び副市長等に限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（市長又は副市長等が移動する場合には最上級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により一般職の職員が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のために特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

(1) 内国旅行の場合であって、公務上の必要その他特別の事情があるとき 航空

機の利用のために現に支払った運賃の額

(2) 外国旅行の場合であって、市長及び副市長等が移動するとき並びに一般職の職員が一の旅行区間における飛行時間が8時間以上の移動（次号において「特定航空移動」という。）をするとき（同号に掲げる場合を除く。） 最上級の運賃の額

(3) 外国旅行の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により副市長等が移動するとき及び一般職の職員が特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

（その他の交通費）

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料

(4) 前3号に掲げる運賃及び賃料以外の費用であって、自家用自動車を利用する移動に要する費用（以下「車賃」という。）その他の移動に直接要する費用

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 車賃は、職員が旅行命令権者の承認を受けて自家用自動車を利用して移動した場合に限り、1キロメートルにつき37円を支給する。

3 車賃は、全路程を通算して計算する。この場合において、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第3節 宿泊費等

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、省令別表第2に掲げる旅行先の区分に応じ、市長にあっては同表の内閣総理大臣等の欄に定める額に相当する額とし、副市長等にあっては同表の指定職職員等の欄に定める額に相当する額とし、一般職の職員にあっては同表の職務の級が10級以下の者の欄に定める額に相当する額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、省令別表第3に掲げる旅行先の区分に応じ、同表の宿泊手当の欄に定める額に相当する額とする。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める場合には、宿泊手当の額は、同項に定める額を超えない範囲内で規則で定める額とする。

第4節 転居費等

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号ア若しくはイ又は同項第2号ア若しくはイに規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定され

る額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行にあつては5夜分を、外国旅行にあつては10夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は次に掲げる額とする。

(1) 内国旅行にあつては、次に掲げる額

ア 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号アからウまでにおいて同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

(2) 外国旅行にあつては、次に掲げる額

ア 赴任の際任命権者の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雑費の合計額に相当する額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

ウ アに規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合には、前号アの規定に準じて算定した額

エ 外国に赴任後任命権者の許可を受け、家族（ア又はイに規定する許可を受け移転した者であって同居しているものに限る。）を本邦に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第1号イ又は第2号イ若しくはウに規定する期間を延長することができる。

第5節 その他の種目

（渡航雑費）

第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

（死亡手当）

第20条 死亡手当は、職員又はその配偶者等若しくは子の外国における死亡（第3条第2項第5号又は第7号の規定に該当する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、930,000円とする。

第3章 雑則

（退職者等の旅費）

第21条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当する

ものを加えるものとする。

- 3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第22条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号から第7号までの規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する額を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第19条並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第24条 市長は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 市長は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長が別に

定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第25条 市長は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費が支給できないとき又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第26条 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後のつくば市職員旅費条例（以下この項から第5項までにおいて「新旅費条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に新旅費条例第3条第6項に規定する旅行命令等を発

する旅行及び同条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正前のつくば市職員旅費条例（以下この項、第4項及び第6項において「旧旅費条例」という。）第3条第6項に規定する旅行命令等を発した旅行及び同条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧旅費条例第3条第6項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新旅費条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等の変更をする旅行については、新旅費条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新旅費条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新旅費条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧旅費条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 新旅費条例第26条の規定は、新旅費条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

6 施行日前に旧旅費条例第3条第6項に規定する旅行命令等を発した旅行については、次項の規定による廃止前のつくば市職員の旅費の特例に関する条例（平成30年つくば市条例第19号）の規定は、この条例の施行後も、なお効力を有する。

（つくば市職員の旅費の特例に関する条例の廃止）

7 つくば市職員の旅費の特例に関する条例は、廃止する。

（つくば市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

8 つくば市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和62年つくば

市条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表中「副市長」を「副市長等」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表において「副市長等」とは、つくば市職員旅費条例（令和7年つくば市条例第 号）第2条第10号に規定する副市長等をいう。

（つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 9 つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表中「副市長」を「副市長等」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表において「副市長等」とは、つくば市職員旅費条例（令和7年つくば市条例第 号）第2条第10号に規定する副市長等をいう。

（つくば市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

- 10 つくば市固定資産評価審査委員会条例（昭和62年つくば市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第14条中「平成元年つくば市条例第8号」を「令和7年つくば市条例第 号」に改める。

（つくば市消防団の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部改正）

- 11 つくば市消防団の定員、任免、報酬、服務等に関する条例（昭和63年つくば市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「平成元年つくば市条例第8号）第17条」を「令和7年つくば市条例第 号）第12条」に改め、「算出した額」の次に「（同条第1項第4号に規定する車賃に限る。）」を加え、同条第3項第1号中「団長」の次に「、副団長、支団長及び副支団長」を加え、「副市長」を「副市長等（つくば市職員旅費条例第2条第10号に規定する副市長等をいう。）」に改め、同項第2号を削り、

同項第 3 号中「前 2 号」を「前号」に改め、同号を同項第 2 号とする。

(つくば市が招致する外国人住民の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

- 12 つくば市が招致する外国人住民の職員の給与及び旅費に関する条例（平成 3 年つくば市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「平成元年つくば市条例第 8 号」を「令和 7 年つくば市条例第 号」に改める。

(つくば市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正)

- 13 つくば市証人等に対する実費弁償に関する条例（平成 7 年つくば市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「平成元年つくば市条例第 8 号」を「令和 7 年つくば市条例第 号」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

- 14 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（令和 7 年つくば市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「平成元年つくば市条例第 8 号」を「令和 7 年つくば市条例第 号」に改める。

(提案理由)

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律等の施行を踏まえ、旅費の種類及び額を変更するとともに、支給対象の追加等をするため、この条例案を提出するものである。

つくば市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和62年つくば市条例第14号）新旧対照表

（附則第8項関係）

改正後				改正前			
本則・附則（略） 別表（第2条、第5条関係）				本則・附則（略） 別表（第2条、第5条関係）			
区分	議員報酬月額	相当する職	費用弁償額	区分	議員報酬月額	相当する職	費用弁償額
議長	698,000円	市長	2,000円	議長	698,000円	市長	2,000円
副議長	626,000円	副市長等		副議長	626,000円	副市長	
議員	584,000円	副市長等		議員	584,000円	副市長	
備考 この表において「副市長等」とは、つくば市職員旅費条例（令和7年つくば市条例第 号）第2条第10号に規定する副市長等をいう。							

つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）新旧対照表

（附則第9項関係）

改正後				改正前			
本則・附則（略） 別表（第2条、第4条関係）				本則・附則（略） 別表（第2条、第4条関係）			
職		報酬	相当する職	職		報酬	相当する職
教育委員会の委員		月額 63,000円	副市長等	教育委員会の委員		月額 63,000円	副市長
選挙管理委員会の委員	委員長	月額 10,700円	副市長等	選挙管理委員会の委員	委員長	月額 10,700円	副市長
	委員	月額 8,900円			委員	月額 8,900円	
監査委員	代表委員	月額 129,000円	副市長等	監査委員	代表委員	月額 129,000円	副市長
	委員（識見）	月額 116,000円			委員（識見）	月額 116,000円	
	委員（議選）	月額 60,000円			委員（議選）	月額 60,000円	
公平委員会の委員	委員長	月額 10,700円 ただし、措置要求に係る判定書、審査請求に係る裁決書その他の書面の作成事務に従事した場合は、月額 24,000円とする。	副市長等	公平委員会の委員	委員長	月額 10,700円 ただし、措置要求に係る判定書、審査請求に係る裁決書その他の書面の作成事務に従事した場合は、月額 24,000円とする。	副市長
	委員	月額 8,900円 ただし、措置要求に係る判定書、審査請求に係る裁決書その他の書面の作成事務に従事した場合は、月額 24,000円とする。			委員	月額 8,900円 ただし、措置要求に係る判定書、審査請求に係る裁決書その他の書面の作成事務に従事した場合は、月額 24,000円とする。	
農業委員会の委員	会長	基本報酬	副市長等	農業委員会の委員	会長	基本報酬	副市長

		月額 74,000円 能率報酬 年額 農地利用最適化交付金の範囲内で、規則で定める方法により、農地利用の最適化に係る実績に応じて算出した額	
	会長代理	基本報酬 月額 63,000円 能率報酬 年額 農地利用最適化交付金の範囲内で、規則で定める方法により、農地利用の最適化に係る実績に応じて算出した額	
	委員	基本報酬 月額 57,000円 能率報酬 年額 農地利用最適化交付金の範囲内で、規則で定める方法により、農地利用の最適化に係る実績に応じて算出した額	
(略)	(略)	(略)	(略)
農地利用最適化推進委員		基本報酬 月額 24,000円 能率報酬	<u>副市長等</u>

		月額 74,000円 能率報酬 年額 農地利用最適化交付金の範囲内で、規則で定める方法により、農地利用の最適化に係る実績に応じて算出した額	
	会長代理	基本報酬 月額 63,000円 能率報酬 年額 農地利用最適化交付金の範囲内で、規則で定める方法により、農地利用の最適化に係る実績に応じて算出した額	
	委員	基本報酬 月額 57,000円 能率報酬 年額 農地利用最適化交付金の範囲内で、規則で定める方法により、農地利用の最適化に係る実績に応じて算出した額	
(略)	(略)	(略)	(略)
農地利用最適化推進委員		基本報酬 月額 24,000円 能率報酬	<u>副市長</u>

	年額 農地利用最適化交付金の範囲内で、規則で定める方法により、農地利用の最適化に係る実績に応じて算出した額			年額 農地利用最適化交付金の範囲内で、規則で定める方法により、農地利用の最適化に係る実績に応じて算出した額	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 この表において「副市長等」とは、つくば市職員旅費条例（令和7年つくば市条例第 号）第2条第10号に規定する副市長等をいう。					

つくば市固定資産評価審査委員会条例（昭和62年つくば市条例第28号）新旧対照表

（附則第10項関係）

改正後	改正前
第1条—第13条（略） （関係者に対する費用弁償） 第14条 法第433条第7項の規定によって関係者（審査申出人及び市長を除く。） に対し出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者に対してつくば市職員 旅費条例（ <u>令和7年つくば市条例第 号</u> ）の適用を受ける一般職の職員の例によ り旅費を支給する。 第15条（以下略）	第1条—第13条（略） （関係者に対する費用弁償） 第14条 法第433条第7項の規定によって関係者（審査申出人及び市長を除く。） に対し出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者に対してつくば市職員 旅費条例（ <u>平成元年つくば市条例第8号</u> ）の適用を受ける一般職の職員の例によ り旅費を支給する。 第15条（以下略）

つくば市消防団の定員、任免、報酬、服務等に関する条例（昭和63年つくば市条例第135号）新旧対照表

（附則第11項関係）

改正後	改正前
第1条—第12条（略） （費用弁償） 第13条 団員が市内において災害出動、警戒、訓練その他の職務に従事したときは、つくば市職員旅費条例（<u>令和7年つくば市条例第 号</u>）第12条の規定の例により算出した額（<u>同条第1項第4号に規定する車賃に限る。</u>）を費用弁償として支給する。ただし、消防団車両で出動した場合を除く。 2 （略） 3 第1項に定めるもののほか、団員が公務のため旅行したときは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者が受ける旅費の額に相当する額を費用弁償として支給する。 （1）<u>団長、副団長、支団長及び副支団長 副市長等（つくば市職員旅費条例第2条第10号に規定する副市長等をいう。）</u> <u>（2）前号</u> 以外の団員 一般職の職員 4・5 （略） 第14条 （以下略）	第1条—第12条（略） （費用弁償） 第13条 団員が市内において災害出動、警戒、訓練その他の職務に従事したときは、つくば市職員旅費条例（<u>平成元年つくば市条例第8号</u>）第17条の規定の例により算出した額 _____ を費用弁償として支給する。ただし、消防団車両で出動した場合を除く。 2 （略） 3 第1項に定めるもののほか、団員が公務のため旅行したときは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者が受ける旅費の額に相当する額を費用弁償として支給する。 （1）団長 <u>副市長</u> <u>（2）副団長、支団長及び副支団長 公営企業管理者</u> <u>（3）前2号</u> 以外の団員 一般職の職員 4・5 （略） 第14条 （以下略）

つくば市が招致する外国人住民の職員の給与及び旅費に関する条例（平成3年つくば市条例第55号）新旧対照表

（附則第12項関係）

改正後	改正前
第1条—第4条（略） （旅費） 第5条（略） 2 旅費の額及び支給方法は、つくば市職員旅費条例（ <u>令和7年つくば市条例第</u> <u>号</u> ）の適用を受ける一般職の職員の例による。 第6条（以下略）	第1条—第4条（略） （旅費） 第5条（略） 2 旅費の額及び支給方法は、つくば市職員旅費条例（ <u>平成元年つくば市条例第8</u> <u>号</u> ）の適用を受ける一般職の職員の例による。 第6条（以下略）

つくば市証人等に対する実費弁償に関する条例（平成7年つくば市条例第4号）新旧対照表

（附則第13項関係）

改正後	改正前
第1条・第2条（略） （実費弁償の額） 第3条 証人等が審理、喚問、聴聞等に出頭し、又は公聴会に参加したときは、実費弁償として1日につき4,000円を支給する。この場合において、証人等がつくば市外に居住するとき、又は出頭し、若しくは参加すべき地が市外に存するときは、証人等の居住地から出頭し、又は参加すべき地までの鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃並びに宿泊料で、つくば市職員旅費条例（<u>令和7年つくば市条例第 号</u>。以下「旅費条例」という。）の規定により一般職の職員が受けるべき額に相当する額を加算する。 第4条（以下略）	第1条・第2条（略） （実費弁償の額） 第3条 証人等が審理、喚問、聴聞等に出頭し、又は公聴会に参加したときは、実費弁償として1日につき4,000円を支給する。この場合において、証人等がつくば市外に居住するとき、又は出頭し、若しくは参加すべき地が市外に存するときは、証人等の居住地から出頭し、又は参加すべき地までの鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃並びに宿泊料で、つくば市職員旅費条例（<u>平成元年つくば市条例第8号</u>。以下「旅費条例」という。）の規定により一般職の職員が受けるべき額に相当する額を加算する。 第4条（以下略）

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（令和7年つくば市条例第9号）新旧対照表

（附則第14項関係）

改正後	改正前
第1条—第5条（略） （一般の派遣職員に対する旅費の支給） 第6条 一般の派遣職員には、特に必要があると認められるときは、つくば市職員旅費条例（ <u>令和7年つくば市条例第 号</u> ）に定める赴任の例に準じ、旅費を支給することができる。 第7条 （以下略）	第1条—第5条（略） （一般の派遣職員に対する旅費の支給） 第6条 一般の派遣職員には、特に必要があると認められるときは、つくば市職員旅費条例（ <u>平成元年つくば市条例第8号</u> ）に定める赴任の例に準じ、旅費を支給することができる。 第7条 （以下略）

議案第 40 号

つくば市職員旅費条例の全部改正についての説明資料

つくば市総務部人事課

○ 制定・改廃の経緯及び内容

国家公務員等の旅費制度について、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに事務負担の軽減を図る観点から、旅費の計算等に係る規定の簡素化、支給対象の見直し等を行うため、国家公務員等の旅費に関する法律の改正等が行われた。

これを踏まえ、国との均衡を図る観点から、本市においても国家公務員等の旅費制度の改正に準じた改正を行うもの。

○ 他自治体の状況等

各自治体において条例改正など所要の措置を講じている。

○ 上位計画又は関連計画等

特になし。

○ 根拠法令及び関係法令等

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 22 号）（令和 6 年 5 月 15 日公布）

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）（令和 7 年 4 月 1 日改正法施行）

国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和 6 年政令第 306 号）（令和 6 年 12 月 20 日省令公布、令和 7 年 4 月 1 日施行）

○ 条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

旅行商品や販売方法の多様化、交通機関・料金体系の多様化、外国の宿泊料金の変動等、国内外の経済社会情勢の変化に対応することができる